

各国におけるコメの重金属及び汚染物質の主な規制等

	最大残留基準値等	備考(その他の規制等)
香港 (2018年8月)	<p>ヒ素 1.4ppm アンチモン 1ppm カドミウム 0.1ppm クロム 1ppm 鉛 6ppm 水銀 0.5ppm スズ 230ppm</p>	<p>・「重金属に関する規制」Cap.132V Food Adulteration (Metallic Contamination) Regulations (香港特別行政区基本法)のSchedule 1とSchedule 2に挙げられている物質が規定量を超えている場合、該当する食品の輸入・販売等は禁止されています。同規制は2018年6月8日に改正が発表され、2019年11月1日から施行される予定です。ただし、同日から適用される対象は果物・野菜・そのジュース、畜産動物や家きんの食用肉・食用内臓、水生動物や家きん卵のいずれかに該当し、①保存工程を経ていないもの、または、②冷凍でなくチルドとして保存されたもの、を満たすものとされ、これら以外の食品については、活動が2019年11月1日より前に実施されており、その時点で発行している規則に違反していない場合、2020年10月31日まで同規則が適用される移行期間が設けられています。</p> <p>・有害物質に関しては「有害物質に関する規則」(Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations) (香港特別行政区基本法)のSchedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売等は禁止されています。</p>
台湾 (2018年9月)	<p>無機ヒ素 0.35mg/kg(脱穀。例:玄米、胚芽米) 無機ヒ素 0.2mg/kg(精白。例:精米) 無機ヒ素 0.1mg/kg(乳幼児用食品の製造に供される原料米) 鉛 0.2mg/kg カドミウム 0.4mg/kg 総水銀 0.05mg/kg 総アフラトキシン(B1+B2+G1+G2) 10µg/kg(コメ) アフラトキシン(B1) 4µg/kg(穀類加工品) アフラトキシン(B1) 5µg/kg(コメ) オクラトキシンA 2µg/kg(穀類加工品) オクラトキシンA 5µg/kg(コメ) オクラトキシンA 3µg/kg(穀類加工品)</p>	<p>・2018年5月8日に「食品中の汚染物質および毒素に関する衛生基準(食品中汚染物質及毒素衛生標準)」が公告されました。同基準は、2019年1月1日から施行されました。</p>
中国 (2018年8月)	<p>鉛 0.2mg/kg(穀類及びその製品) カドミウム 0.2mg/kg(粳、玄米、脱穀したコメ) 水銀 0.02mg/kg(粳、玄米、脱穀したコメ) 無機ヒ素 0.2mg/kg(粳、玄米、脱穀したコメ) クロム 1mg/kg(穀類及びその製品) ベンゾピレン 5µg/kg(穀類及びその製品)</p>	<p>・コメにおける重金属および汚染物質の基準については「食品安全国家标准 食品中汚染物質最大限量」(GB2762-2017)に規定されています。</p>
シンガポール (2017年1月)	<p>ヒ素 1ppm 無機ヒ素 0.2ppm(精米のみ) 鉛 2ppm 銅 20ppm 水銀 0.05ppm スズ 250ppm カドミウム 0.2ppm アンチモン 1ppm</p>	

タイ (2018年9月)	スズ 250mg/kg 亜鉛 100mg/kg 銅 20mg/kg 鉛 1mg/kg 水銀 0.02mg/kg アフラトキシン 20mg/kg 総ヒ素 2mg/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのほか、食品によっては別途規定がある場合があるため、該当食品の保健省告示を確認する必要があります。 ・ また、保健省告示 No.299(2006年)、No.269(2003年)においてクロラムフェニコールおよびその塩、ならびにその代謝系物質など、検出された食品の流通、販売を禁止する化学物質として7種類が規定されています。このほか、保健省告示 No.151(1993年)、No.247(2001年)において臭素化植物油など、食品の成分として使用が禁止されている物質として12種類が規定されています。
インド (2018年9月)	鉛 2.5ppm 銅 30ppm ヒ素 1.1ppm スズ 250ppm 亜鉛 50ppm カドミウム 1.5ppm 水銀 1.0ppm メチル水銀 0.25ppm アフラトキシン 30 μg アガリン酸 100ppm 青酸 5ppm ヘビリシン 1ppm サフロール 10ppm	
米国 (2018年9月)	白米(栄養分添加、調理済み)のトータルダイエツスタディに基づく参考指標(2006年から2013年) (法的に設定された許容量や基準値ではありませんが、米国で消費されているさまざまな食品中におけるヒ素や有害重金属などの含有量について、最小値、最大値、平均値などを知ることができるため、参考指標として有効利用することができるもの) ヒ素 最小値0.036、最大値0.111、平均値0.063mg/kg カドミウム 最小値0、最大値0.014、平均値0.006mg/kg 銅 最小値0.5、最大値1.0、平均値0.8mg/kg 鉛 最小値0、最大値0、平均値0mg/kg マンガン 最小値3、最大値5.8、平均値4.4mg/kg 亜鉛 最小値3.7、最大値7.7、平均値5.5mg/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品に含まれる有毒および有害な物質の許容量は、食品医薬品化粧品法第406条に基づく規則で定められています。現在、FDAが規則で食品に関して暫定残留許容濃度を定めている物質はポリ塩化ビフェニール類(PCB類)のみで(21CFR Part109.30)、ヒ素および有害重金属などの汚染に関する規制については、総括的な法的水準は決められていないのが現状です。それぞれの有毒・有害物質が長期的に健康に与える影響は不明確とし、有害な物質の含有はなるべく避けることが望ましいとされています。 ・ FDAは、有毒・有害物質に関する欠陥対策レベルをガイダンス「ヒト向け食品および動物飼料に含まれる有毒・有害物質に関する対策レベル」として2000年に発行しています。同ガイダンスでは、19種類の有毒・有害物質について、食品と飼料の品目別に対策レベルの値(ppmなど)が設定されています。各物質の欠陥対策レベルの値は食品によって異なりますが、同ガイダンスでは、ヘプタクロルおよびヘプタクロルエポキシド(殺虫剤の一種)については0.3ppmと設定しています。(なお、このガイダンスには規則のような法的拘束力はありませんが、FDAが法的措置を發動するかどうかを決定する際の基準と位置付けられています。従って、有毒・有害物質の含有量が欠陥対策レベルを下回っている必要があります) ・ 米国では連邦レベルより州レベルでさらに厳しい規制を設けている場合がありますので、詳しくは、州、地方自治体のウェブサイトにて確認してください。(一般的に、カリフォルニア州は、全米で最も食品に対する規制が厳しいとされています)
カナダ (2018年9月)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 重金属および汚染物質は、食品医薬品規則-食品の不良 (DIVISION 15 Adulteration of Food) によって規制されており、カナダ保健省食品部化学安全局 (Bureau of Chemical Safety, Food Directorate) が管轄しています。 ・ 同局では、重金属および汚染物質を「汚染物質、不純物、化学汚染物質」と定義しており、含有禁止物質および含有許可物質とその最大残留基準値を食品の種類別に以下の順で提示しています。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 食品の汚染物質および不純物リスト <ul style="list-style-type: none"> パート1: 食品に含まれてはならない物質リスト パート2: 食品への含有最大基準が設けられている物質リスト 2. 食品の化学汚染物質の含有最大基準
EU (2018年10月)	アフラトキシン(B1) 2.0 μg/kg アフラトキシン(B1,B2,G1,G2の総量) 4.0 μg/kg オクラトキシンA 3.0 μg/kg 鉛 0.2mg/kg カドミウム 0.2mg/kg メラニン 2.5mg/kg 無機ヒ素 0.2mg/kg(精白米(パーボイルド加工なし)) 無機ヒ素 0.25mg/kg(パーボイルドライスおよび玄米)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州委員会規則(EC) 1881/2006で食品カテゴリーごとに含まれる汚染物質の上限値を規定しています。

ジェトロ資料を基に農林水産省で作成。

注1: 基準値等はその後変更されていることがあるため、輸出前に輸出先国の関係法規を確認して下さい。

注2: この他にも、国によって食品添加物等の規制があるため、輸出前に輸出先国の関係法規を確認して下さい。

【参照サイト: ジェトロHP「日本からの輸出に関する制度」】

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/>